

## 教育委員会告示第8号

### 愛西市木曾三川交流レガッタ参加料助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、ボート競技の普及、発展及び競技力の向上を図り、ボート競技を通じて市民の生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

#### (助成対象者)

第2条 助成の交付の対象となる者は、デ・レーケ記念木曾三川交流レガッタに参加する市内に住所を有する中学生及び高校生又は市内に在学する高校生とする。

#### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の表のとおりとする。

対象	助成金の額
中学生	一団体につき 3,500円
高校生	一団体につき 7,000円

#### (申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、愛西市木曾三川交流レガッタ参加料助成金交付申請書（別記様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) デ・レーケ記念木曾三川交流レガッタ参加申込書及び参加料の支払いが確認できる書類の写し
- (2) 市内中学生及び高校生又は市内高校の在学者であると証明できる書類
- (3) 振込先の口座が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

#### (交付方法)

第6条 助成金は、前条で規定する交付の決定後速やかに交付するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年3月8日教育委員会告示第8号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日教育委員会告示第9号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。